

# MSG ドローン スクール

## ニュース・レター

### 『行政処分に係る 基準』特集号

#### 処分等に関する基準

⇒令和7年1月6日制定

- 法令違反に点数制を採用
- 処分事由は全部で32項目。対応する点数は[1~15]点。
- 点数を「処分等区分表」に照らして処分内容を決定。

#### 違反点数に応じた「行政 処分・行政指導（処分等）」

- 行政指導2種類
- 行政処分4種類
- 最悪「技能証明の効力の取消」

#### 違反点数の加減ルール

- 個別事情による加減点
- 過去に処分を受けている場合の加減点

①別表1『点数表』：処分事由に応じた違反点数基本点

②別表3『個別事情による加減表』による加重・軽減

③別表4『過去に処分等を受けている場合の取扱表』による加減点 ↓

④別表2『処分等区分表』に則って、処分等の内容を決定

令和7年1月6日 制定（国空無機第76233号）

国土交通省航空局安全部  
無人航空機安全課長

無人航空機操縦者技能証明に係る行政処分に係る基準

（目的）

第1条 この基準は、国土交通大臣が航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の53第4号及び第5号並びに航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第236条の61第4項に基づく無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）の取消及び効力の停止（以下「行政処分」という。）の基準となるものとする。この基準は、当該技能証明の取消及び効力の停止に対する行政指導を公正かつ適正に行うこととする。

（行政処分）

第2条 行政処分は、必要に応じて、審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴き、決定する。

（行政指導）

第3条 審査会の決定は、必要に応じて、公表する。

（処分）

第4条 この基準は、令和7年1月6日から施行する。

| 別表1 点数表                            |    |
|------------------------------------|----|
| 処分事由                               | 点数 |
| 1 事故が発生した場合に危険防止                   | 15 |
| 2 アルコール・薬物の影響下での飛行                 | 15 |
| 3 飛行計画の変更指示に従わない                   | 15 |
| 4 規定された技能証明を受けた者による限定外の飛行          | 15 |
| 5 条件付きの技能証明を受けた者による条件の範囲外での特定飛行    | 15 |
| 6 飛行前確認・衝突予防措置を行わないこと              | 14 |
| 7 他人に迷惑を及ぼすような方法での公共の場所の上空での飛行     | 14 |
| 8 承認を受けずに行う夜間・目視外・30m未満・僅し上空飛行     | 14 |
| 9 承認を受けずに行う危険物輸送                   | 14 |
| 10 承認を受けずに行う物件投下                   | 14 |
| 11 飛行の方法について承認外での飛行                | 14 |
| 12 夜間・目視外・30m未満飛行において安全確保措置を講じないこと | 14 |
| 13 機体認証において指定された使用の条件の範囲を超えた特定飛行   | 13 |



#### 「行政処分に係る基準」特集

■令和7年1月6日、『無人航空機操縦者技能証明に係る行政処分に係る基準』が制定され、同年2月1日より施行されました。

自動車免許の罰則ルールとよく似ています。この基準の適用対象者は、技能証明の保有者です。処分事由によって基本点が決まっており、更に個別事情や過去処分の有無等で点数を加減の後に点数に応じて処分等（行政処分・行政指導）が課されます。

⇒⇒ 今回は、『行政処分に係る基準』の特集号です。

## 新たなルール＝「行政処分に関する基準」

- 今回のテーマは、『無人航空機操縦者技能証明に係る行政処分に関する基準』(令和7年1月6日制定(令和7年2月1日施行))です。

- 同基準の第4条は、一般的基準を定めます。

(1)別表1「点数表」に掲げる処分事由に対応する点数を基本に、  
(2)別表3「個別事情による加減表」に掲げる事情があるときは点数を加重又は軽減したうえで、  
(3)別表2「処分等区分表」に当てはめて処分等の内容を決定します。

- 別表1は、処分事由に対応する点数表  
航空法並びに航空法施行規則に違反する行為に関し、約30項目の処分事由と点数を定めています。(右図はその一部)

別表1

点 数 表

|    | 処分事由                              | 関係条文                                   | 点数 |
|----|-----------------------------------|----------------------------------------|----|
| 1  | 事故が発生した場合に危険防止措置を講じない             | 第132条の90第1項、第157条の6                    | 15 |
| 2  | アルコール・薬物の影響下での飛行                  | 第132条の86第1項第1号、第157条の8                 | 15 |
| 3  | 飛行計画の変更指示に従わない                    | 第132条の88第2項、第157条の10第1項第11号            | 15 |
| 4  | 限定をされた技能証明を受けた者による限定外の種類・方法での特定飛行 | 第132条の43第2項、第157条の9第7号                 | 14 |
| 5  | 条件付きの技能証明を受けた者による条件の範囲外での特定飛行     | 第132条の44第2項、第157条の9第8号                 | 14 |
| 6  | 飛行前確認・衝突予防措置を行わないこと               | 第132条の86第1項第2号・第3号、第157条の9第12号         | 14 |
| 7  | 他人に迷惑を及ぼすような方法での公共の場所の上空での飛行      | 第132条の86第1項第4号、第157条の9第13号             | 14 |
| 8  | 承認を受けずに行う夜間・目視外・30m未満・催し上空飛行      | 第132条の86第2項第1号・第2号・第3号・第4号、第157条の9第14号 | 14 |
| 9  | 承認を受けずに行う危険物輸送                    | 第132条の86第2項第5号、第157条の9第15号、            | 14 |
| 10 | 承認を受けずに行う物件投下                     | 第132条の86第2項第6号、第157条の9第16号             | 14 |
| 11 | 飛行の方法について承認外での飛行                  | 第132条の86第3項、第157条の9第17号                | 14 |
| 12 | 夜間・目視外・30m未満飛行において安全確保措置を講じないこと   | 第132条の86第4項、第157条の9第18号                | 14 |
| 13 | 機体認証において指定された使用の条件の範囲を超えた特定飛行     | 第132条の14第1項、第157条の9第3号                 | 13 |

別表3

個別事情による加減表

| 項 目      | 内 容                            | 加重・軽減  |
|----------|--------------------------------|--------|
| 行為者の意識   | 重大な悪意又は害意に基づく行為                | 加重3点   |
|          | 行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合          | 軽減1～3点 |
| 行為の態様・結果 | 違反行為等の内容が軽微であり情状をくむべき場合        | 軽減1～3点 |
|          | 第三者の負傷の結果が生じた場合                | 加重1～3点 |
|          | 常習的に行っている場合                    | 加重3点   |
| 是正等の対応   | 速やかに処分事由が生じている状態の解消を自主的にに行った場合 | 軽減1～3点 |
|          | 処分の対象となる事由につき自主的に申し出た場合        | 軽減1～3点 |
| 社会的影響    | 刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合           | 加重1～3点 |
| その他      | 上記以外の特に考慮すべき事情がある場合            | 適宜加減   |

- 複数の処分事由について併せて処分等を行う場合  
各処分事由の点数を合計したうえで、別表3「個別事情による加減表」を勘案したうえで、違反点数を決定します。

別表4

過去に処分等を受けている場合の取扱表

| 過去の処分等<br>今回相当処分等 | 口頭注意又は<br>文書警告 | 技能証明の<br>効力停止 | 技能証明の<br>取消 |
|-------------------|----------------|---------------|-------------|
| 口頭注意又は<br>文書警告    | 加重2点           | 加重3点          | 加重4点        |
| 技能証明の効力停止         | 加重4点           | 加重5点          | 加重6点        |
| 技能証明の取消           | 技能証明の取消        |               |             |

- 過去に処分等履歴がある場合  
別表4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」に従って、処分等の内容を決定します。  
この時、過去に処分を受けた日が、今回の処分事由行為の日から5年以内より前の場合は加点を行いません。



別表 2

処分等区分表

| 点数    | 処分等の内容         |
|-------|----------------|
| 1～2   | 口頭注意           |
| 3～5   | 文書警告           |
| 6～8   | 技能証明の効力の停止 3 月 |
| 9～11  | 技能証明の効力の停止 6 月 |
| 12～14 | 技能証明の効力の停止 1 年 |
| 15～   | 技能証明の効力の取消     |

- 別表2「処分等区分表」では、点数ごとの処分等の内容を定めています。  
(口頭注意～技能証明の効力の取消まで全部で 6 種類)

- 別表 1 の基準点数に、別表3、4の調整を加減して違反点数を決定し、別表2の区分に従って処分等の内容を決定します。

- 詳しくは、国土交通省ホームページをご確認ください。下記 URL 又は QR コードから移動できます。

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001854084.pdf>



### 技能証明を保有していない者は、行政処分の対象にならないのですか？

- この基準が行政処分/行政指導の対象とするのは、無人航空機操縦者技能証明を受けた者です。
- 技能証明を保有していない者は行政処分/行政指導の対象ではありません。ただし、行政処分等の対象にはなくても、航空法や小型無人機等飛行禁止法等の刑事罰の対象になりますし、また民事上の責任(損害賠償責任等)は技能証明の有無は関係ありません。
- また、同じ違反行為でも、行為者の意識(例:悪意や害意に基づく行為)、行為の結果(例:第三者の死傷等の結果が生じた場合、違反を常習的に行っている場合)等の個別事情によって違反点数(と処分内容)が過重・軽減されることがあります。
- 過去に処分等を受けている者が再び違反行為を行った場合には、違反点数が加点されより重い処分が科される可能性があります。



学校法人宮崎総合学院

**MSGドローンスクール**



(一等・二等無人航空機操縦士講習 登録講習団体)

宮崎市別府町 4-19 ☎080-3683-1850 (担当: 谷口)

<https://www.msg-drone.jp/>

✉ [info@msg-drone.jp](mailto:info@msg-drone.jp)

